

研究

役目船修復其他

漁村羽出浦にある庄屋古文書 (二)

賛助会員 安部弥右衛門

(第一資料)

奉願御銀科借之事

一 御銀志費目

右者当浦網持共仕込ニ差支難波仕候ニ付書面之御銀  
科借仕度奉願候 御慈悲の上ヲ以て右願之通故為  
御付被下候ハ、難有仕合奉存候 尤返上之儀ハ未  
卯春に至り被 仰付次第急度上納皆済可仕上候 依  
奉願候如件

嘉永七寅年十二月廿八日

役人 印

網方願主 印

連上

この銀借借願は、別に請書がない点から察すれば、多  
分許可されたものと考えられる。

次の第二資料は、役目船の修復費と役元の置表替に要  
する経費及傘三本買入代金の下附申請であり、第三資料  
は役目船買入に要する費用、第四資料は役元の置表替と  
薄べり新調に必要な経費の申請、第五資料は役目船の修

復と橋の新調に關するもの、第六資料は役目船の新造、  
そして第七資料は役目船の橋の新調する費用交付方の申  
請願書であるが、何故かそのいずれにも許可に対する御  
請書が一通もないようで、この三か年に亘る願ひ出は、  
ついに許可されなかったのではあるまいか。

以下、一連の文書に對する筆者の所見を先に述べよう。  
第一、役元座敷の置の表替というのは、庄屋の家の座敷  
を指す。言うまでもなく庄屋は、その村で相当の家柄と  
人物を詮議して任命された名譽職ともいふべき存在であ  
り、従つて相當の権力も財力もあつたであらう。公費を  
以て表替えするという置は、平常座敷に敷き込んで家人  
の用に供してゐる畳でなく、平素は敷いておいて、藩  
庁から身分ある役人の来た時に敷き代えるために特別に  
作られたものである。薄べりは、公用の時に縁側又は役目  
船などに敷くために調えるもので、領内の村浦に亘つて  
庄屋大庄屋すべてがこのような公費で造るとなれば、藩  
全体では莫大の金額を要することになり、藩の経済に少  
なからぬ影響をよえることになる。

次に役目船の新造、又は修復、船具の新調なども「村  
刺方御免」という方法で許可して欲しいと、再三願ひ出  
ているが、これについては許可されなかったのである。一  
一回も村方から請書が出ていない。これも藩庁としては  
不可能なことであつたらう。当時役目船は浦前には各浦  
に一隻宛はあり、津久見、四浦、保戸島、米水津、下浦  
などは別として、蒲戸浦から大嶋まで佐伯湾内だけの浦  
でも約三十内外あるので、これら役目船の藩の公費支辨  
にすることは、到底不可能であつたであらう。

然し財政難に困つていた浦前の庄屋は、平素懇意な御  
家中のお偉方さんに内意を伺つて、それなればお願ひし  
て見よとか何とか教えられたのを心願みにして、連続三

等も願つて見たのではなないか。としかくも役目船  
のことは、日常の生計に困つてゐる漁村の人たちの思い  
余つた願いであつたであらう。

(第二資料)

覚

- 一 銀五拾貳匁四分 御役目船作事入用
  - 亦二十日 櫓 一挺 三匁 葦 百五十目
  - 五匁四分 同腕 三挺 一匁五分入子 五匁
  - 五匁 釘代 五匁 杉一寸板 一門
  - 式匁 (五拾き皮代 拾匁五分 大三人賃 懸共)
  - 一 同拾五匁九分 役元座敷 表替
  - 亦九匁 七島表 六枚
  - 五匁式分 木綿一丈五尺九寸
  - 危匁 縁ノ漆代 七分 葦代
  - 一 同拾貳匁六分 役元用薄縁 八用
  - 亦九匁 七島表 六枚 二匁六分 木綿七尺十
  - 五匁 縁ノ漆代 五匁 葦代
  - 一 同三匁 置刺職人賃 懸共
  - 一 同九匁六分 傘 三本
- 古者書面之通此度夫々仕度奉願候 七田中秋右衛門  
殿致御見分候ニ付出来之上村割方御免故為 仰付被  
下候様奉願依此段御断申上候 以上
- 五八月十日 役 印

(註二) 役目船

江戸時代から明治三十年頃まで各浦毎にまつていた  
公用船、常々民に毎週二回位佐伯所へ往後の際は無料に使  
兼していた。水夫は五人位、輪番に出ていた。オロシ船が出来

て、明治三十年前後廃止された。  
(註二) 役元 村役の家、この場合は羽出浦庄屋元。  
(註三) まき皮(まきはたと呼ぶ)杉の木の下へ俗にいうおまはた  
船板の役目につめて浸水を防ぐ  
(註四) 御断 おまはたといふのでなく御断申し上げるの意

(第三資料)

覚

- 一 志破御役目船 但伴五郎古小船
  - 代銀 百目
  - 古者去丑十二月晦日御断申上置候元役目船損申候ニ  
付書面之船買受申度奉存候 尤村割方御免故為ニ仰  
付被下候様奉願候 依此段御断申上候 以上
  - (註) 寅正月十四日 役 人 印
- 覚
- 一 式拾壹匁 蒲後表 六枚
  - 一 式匁四分 紙八リ 六枚
  - 一 七分 八リ附 葦代
  - 一 叁匁 置差賃
  - 一 式拾七匁七分 右日役元座敷置損申候ニ付表替仕度奉存候
  - 一 拾匁八分 七島表 六枚
  - 一 叁匁式分 八リ木綿 八尺
  - 一 五匁 八リ木綿 漆代
  - 一 五匁 八リ附 皮代
  - 一 拾五匁 右は役元薄へり損申候ニ付新短仕度奉存候

惣ノ四拾貳匁分

古且書面之通夫々仕度奉願候、尤成就之上村割方御免被為、仰付被下候様奉願候、依此段御願申上候

寛永三月二十八日

役人 中印

(註) 寛永七年

(第一資料)

覚

一 銀百九匁

一 同拾匁

一 同拾匁

一 同八拾七匁五分

一 同二百拾六匁五分

右ハ当浦役目船是違所持仕候延擧し申候ニ付此節新規に造船仕度奉願候、尤も船板老被前の義比船宿より村方へ聯合仕儀に付書面之通金作仕度奉願候、尤も成就之上村割方御免被為、仰付被下候様奉願候、依而此段御願申上候、以上

卯七月三日

役人 中印

進上

(註) 此れと金に換算すると三兩二分二匁余に当る。

(一) 江戸時代は各浦に船宿があった、これは村の協議で定めた、旅の商船などが寄り、こゝに泊りて双方便宜を計ていた。船宿は利益を挙げたもので、

(二) その利益を村に還元し、村の米費を補う、現今の寄付と同じ意味のものである。

(第二資料)

覚

一 銀七拾九匁

一 同

三 拾二匁

貳 拾五匁

七 匁

三 匁

壹 匁五分

拾 匁五分

古昔当浦役目船檣損候に付此度書面之通相調之中度奉願候、尤も成就之上村割方御免被為、仰付被下候様奉願候、依此段御願申上候、以上

卯十一月十九日

役人 中印

進上

(註) 樽の水中で使う分を、手許でとつて着る部分

(一) 樽を受ける金具、檣杭とか檣ベそとかいう。

(二) 役人印と付附せるところ省察して、蓋字に出入り文書には、庄屋以下は村役人が連署捺印している。

(第六資料)

覚

一 銀四十目

一 同貳匁五分

一 同六分

一 同壹分

一 同三匁三分

一 同壹匁五分

但役目船檣式様代

但右同新總舵式様代

但右同新入子式様代

但右同新作芽入用杉丸物三本代

但右同新葎丸拾匁代

但古同所まき目代

一同鹿丸五分 但右同新(註)あり釘五十代  
 一同五分 但右同新(註)あり釘五十本  
 一同拾七(分) 但右同新大工五人但賃口持共  
 七拾式外四分  
 古ハ此度夫々書面之通仕度奉願候、尤成難之上村割  
 方御免被為、仰付被下候様奉願候 依此段御断申上  
 候 以上  
 宣十一月廿一日 後 人 中 印  
 進 上

(註) あり釘 船あり板に打ち止む釘  
 (一) あり釘 普通の釘  
 (二) あり釘 普通の釘  
 (三) 嘉永七年(一八五〇年)

むすび

筆者は本文を草しながら思つた。嘉永六年六月三日には、ペリー提督の率いる米艦四隻が始めて浦賀湾に入港校閲して幕府に修好を求めた。同年七月十七日にはロシヤ軍艦四隻が長崎に入港して修好を求め、安政元年閏七月には、英國東印度艦隊司令長官スタリングが、長崎に入港するなど、外国關係が忙しくなりへた。従つて国内の様態論と開國論と益々烈しく相反捲し回さず、擧げて騷然とし、内憂外患共に迫るの危機であつた。

今回の古文書は下段その頃のものである。郷土の人々も貧しい生活の中からその頃の世情をどう感じていたか、だろつか、また知つていたか、ろつか。それとも国内の大勢を全く知らず、只その日その日の糧を求めめるために、黙々と汗を流して働きつづけていたものであるまいか。

一方わが佐田藩は、これからの国内事情を領民に知らせていたであらうか。例の知らしむ可からず、依らしむべ

方式で、庶民はつんば撥敷におかされていゝのではあゝまいか。太平洋戦争末期に於ける日本國民大衆のようには、これも興味ある問題である。(終)

覚書

番匠川今昔物語 二

洪水との戦い

会員 池田 川 作

昭和十八年十月十九日は終日こゆもななく雨が降り続き、川の水量がふえ濁流が瀬枕を打つて流れ、今まで経験したこともない大洪水となつたが、まさか角石を越す心算はあつたまいと安心してはいたが、その夜から雨は一層強くなり、川野袞装蔵さんは家財道具の片附に懸命。川岸の片山さんの家にはものすごい勢で混り濁流が流れこみ、袞装蔵さん経営の客馬車の駐車場には水が浸入をせしめ、西谷の警防団の非常召集により上りのうき葉くぬら、各戸から防火水槽(在戦時中消火に備えていたコンクリート製水槽)を並べて流れ来る水をせきとめるのに必死。刻々水量は増し、消防団長河野洋市さんの指揮督励も水勢に及ばず、並べた水槽が広小路までも流された。川野袞装蔵さん宅では城山の小山高い安全な場所を避難した。番匠川一帯を見渡せば長瀬津留(今入城南運)も池船も水の中、堤防のない天神津留は上りの土居、内藤原から流れこんだ濁流が濁巻いて流れ、はるかた久那も中山も山の麓に点在する家だけが見える。